

# 法改正等

## ■ 法令改正

### ○ 消防法施行令の一部を改正する政令〔平成20年7月2日政令第215号〕

#### 法令のあらまし

#### 1 自動火災報知設備に関する基準

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるものを追加することとした。(第21条第1項関係)

- (1) 別表第1(2)項二に掲げる防火対象物(第21条第1項第一号関係)
- (2) 別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの(第21条第1項第九号関係)

#### 2 ガス漏れ火災警報設備に関する基準

ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防火対象物として、別表第1に掲げる建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているものを追加することとした。(第21条の2第1項第三号関係)

#### 3 適用が除外されない消防用設備等

消防用設備等の技術上の基準を遡して適用させる消防用設備等として、ガス漏れ火災警報設備を追加することとした。(第34条第三号関係)

#### 4 別表第1に関する事項

別表第1(2)項にカラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるものを追加することとした。(別表第1関係)

#### 5 この政令は、平成20年10月1日に施行することとした。

消防法施行令(昭和36年政令第37号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の2第二号中「第21条第1項第六号の二」

を「第21条第1項第七号」に改める。

第7条第3項第一号の二中「第21条の2、第36条の2第1項及び第37条において」を「以下」に改める。

第9条中「第六号の二、第八号及び第十二号、第21条の2第1項第四号」を「第七号、第十号及び第十四号、第21条の2第1項第五号」に改める。

第21条第1項第一号中「別表第1(13)項ロ」を「別表第1(2)項二、(13)項ロ」に改め、同項第三号中「から(4)項まで」を「(2)項イから八まで、(3)項、(4)項」に改め、同項中第十三号を第十五号とし、第九号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、同項第八号中「前各号に掲げる防火対象物以外の別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物」を「別表第1(2)項イから八まで、(3)項及び(16)項イに掲げる防火対象物(第三号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。)」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物(第三号及び前二号に掲げるものを除く。)の部分で、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供されるもの  
第21条第1項第六号の二を同項第七号とする。

第21条の2第1項第四号中「別表第1(16)項イに掲げる防火対象物」の下に「(第三号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「防火対象物」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる防火対象物以外の別表第1に掲げる建築物その他の工作物(収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。)で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。)が設置されているもの

第29条の4第1項中「第34条第六号」を「第34条第七号」に改める。

第34条第二号中「(17)項」を「(16の2)項から(17)項ま

で」に改め、同条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 ガス漏れ火災警報設備（別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(10)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物並びにこれらの防火対象物以外の防火対象物で第21条の2第1項第三号に掲げるものに設けるものに限る。）

別表第1(2)項八中「(1)項イ」を「二並びに(1)項イ」に改め、同項に次のように加える。

二 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの

#### 附 則

（施行期日）

**第1条** この政令は、平成20年10月1日から施行する。（経過措置）

**第2条** この政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成21年9月30日までの間は、なお従前の例による。

2 この政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に係る技術上の基準については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備及び排煙設備に係る技術上の基準については、平成22年9月30日までの間は、なお従前の例による。

（消防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

**第3条** 消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の2第二号の改正規定中「第21条第1項第六号の二、」及び「第21条第1項第七号、」を削る。

第9条の改正規定中「、第六号の二、第八号及び第十二号」を「第七号、第十号及び第十四号」に」を削る。

第21条第1項の改正規定を次のように改める。

第21条第1項第一号中「別表第1(2)項二」の下に「、(6)項口」を加え、同項第三号中「(6)項」を「(6)項イ、八及び二」に、「及び」を「並びに」に改め、同項第九号中「同表(2)項二」の下に「又は(6)項口」を加える。

## ○ 消防法施行規則の一部を改正する省令〔平成20年7月2日総務省令第78号〕

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 令別表第一(2)項二の総務省令で定める店舗は、次に掲げるものとする。

一 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第一号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

第6条第1項中「第5条第二号」を「第5条第3項第二号」に、「第5条第一号」を「第5条第3項第一号」に改める。

第10条中「第5条第2項第二号」を「第5条第3項第二号」に改める。

第24条第二号ホを次のように改める。

ホ 主音響装置及び副音響装置の音圧及び音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。

(イ) 他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(ロ) 主音響装置及び副音響装置を、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所における場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

第24条第五号中「除く。」の下に「以下この号におい

て同じ。」を加え、同号イ(ロ)中「特定一階段等防火対象物のうち」を「地区音響装置を」に、「があるもの」を「に設ける場合」に、「ものである」を「ように措置されている」に改め、同条第五号の二中「限る。」の下に「以下この号において同じ。」を加え、同号イ(ロ)中「特定一階段等防火対象物のうち」を「地区音響装置を」に、「があるもの」を「に設ける場合」に、「ものである」を「ように措置されている」に改める。

第24条の2の2第1項中第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 その内部に、第3項に掲げる温泉の採取のための設備（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するためのものを除く。）が設置されているもの

第24条の2の2中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 令第21条の2第1項第三号の総務省令で定める数は、1人とする。

3 令第21条の2第1項第三号の総務省令で定める温泉の採取のための設備は、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第五号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）とする。

第24条の2の3第1項第一号イ中「(ハ)まで」を「(ニ)まで」に改め、同号イ(イ)中「燃焼器又は貫通部（令第21条の2第1項に規定する防火対象物又はその部分に燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）」を「燃焼器（令第21条の2第1項第三号に掲げる防火対象物に存するものについては、消防庁長官が定めるものに限る。以下同じ。）又は貫通部（同項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第三号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）」に改め、同号イ中(ハ)を(ニ)とし、同号イ(ロ)中「燃焼器が使用される」を「燃焼器若しくは温泉の採取のための設備（以下この号において「燃焼器等」という。）が使用され、又は貫通部が存する」に、「燃焼器との」を「燃焼器等又は貫通部との」に、「燃焼器から」を「燃焼器等又は貫通部から」に改め、同号イ(ロ)を同号イ(ハ)とし、同号

イ(イ)の次に(ロ)として次のように加える。

(ロ) 温泉の採取のための設備（前条第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

第24条の2の3第1項第一号ロ中「及び(ロ)」を「から(ハ)まで」に改め、同号ロ中(ロ)を(ハ)とし、同号ロ(イ)の次に(ロ)として次のように加える。

(ロ) 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

第24条の2の3第1項第三号中「受信機は、」を「第一号イ(イ)又は同号ロ(イ)に定めるところにより検知器を設ける場合にあつては、受信機を」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ 音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置（以下「音声警報装置」という。）は、次の(イ)又は(ロ)に定めるところによること。

(イ) 令第21条の2第1項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第三号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに設けるものにあつては、次の(1)から(3)までに定めるところによること。ただし、第25条の2第2項第三号に定めるところにより設置した放送設備の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(1) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(2) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(3) 一の防火対象物に二以上の受信機を設ける

ときは、これらの受信機があるいずれの場所からも作動させることができること。

(ロ) 令第21条の2第1項第三号に掲げる防火対象物（(イ)の消防庁長官が定める部分（以下この号において「長官指定部分」という。）が存しないものに限る。）又は同号の防火対象物（長官指定部分が存するものに限る。）の部分（長官指定部分を除く。）に設けるものにあつては、次の(1)及び(2)に定めるところによること。ただし、常時人がいない場所又は第25条の2第2項第三号に定めるところにより設置した放送設備若しくは警報機能を有する検知器若しくは検知区域警報装置の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

- (1) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。
- (2) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

第24条の2の3第1項第四号口中「表示灯により」を「検知器の作動と連動し、表示灯により」に改め、同号八中「音響により」を「検知器の作動と連動し、音響により」に改め、同条第2項中「、液化石油ガス」を「並びに液化石油ガス」に改める。

第25条の2第2項第一号イ(ロ)中「特定一階段等防火対象物のうち」を「非常ベル又は自動式サイレンの音響装置を」に、「があるもの」を「に設ける場合」に、「ものである」を「ように措置されている」に改め、同項第三号イを次のように改める。

- イ スピーカーの音圧又は音色は、次の(イ)及び(ロ)に定めるところによる。
  - (イ) 次の表の上欄に掲げる種類に応じ、取り付け

られたスピーカーから1メートル離れた位置で同表下欄に掲げる大きさであること。

種類	音圧の大きさ
L級	92デシベル以上
M級	87デシベル以上92デシベル未満
S級	84デシベル以上87デシベル未満

(ロ) スピーカーを、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

第25条の2第2項第三号八中「音圧」の下に「又は音色」を加え、同号八に次のように加える。

(二) スピーカーを、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので、室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合にあつては、当該場所において他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。

#### 附 則

(施行期日)

**第1条** この省令は、平成20年10月1日から施行する。  
(経過措置)

**第2条** この省令の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び非常警報設備に係る技術上の基準の細目については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例による。

### ○ ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準の一部を改正する件（平成20年7月2日消防庁告示第8号）

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第24条の2の3第2項の規定に基づき、ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1中「昭和36年自治省令第6号」の下に「。以下「規則」という。」を加える。

第2第二号(1)中「4分の1」の下に「（規則第24条の2の3第1項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設ける場合にあつては、10分の一。以下同じ。）」を加え、同号に(6)として次のように加える。

(6) 規則第24条の2の3第1項第一号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設けるものにあつては、ガスの濃度を指示するための装置を設けると

ともに、当該指示された値を校正することができ  
ること。

第2を第3とし、第1の次に次のように加える。

第2 規則第24条の2の3第1項第一号イ(イ)に定める燃  
焼器等

一 規則第24条の2の3第1項第一号イ(イ)の消防庁長  
官が定める燃焼器は、次に掲げるものとする。

イ 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」  
という。）第21条の2第1項第三号に掲げる防火  
対象物で令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)  
項又は(9)項イに掲げるものの地階で、床面積の合  
計が1,000平方メートル以上のものに存する燃焼器

ロ 令第21条の2第1項第三号に掲げる防火対象物

で令別表第1(6)項イに掲げるものの地階のうち、  
床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、  
同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イ  
に掲げるものの用途に供される部分の床面積の合  
計が500平方メートル以上のものに存する燃焼器

二 前号の規定は、規則第24条の2の3第一項第  
一号イ(イ)の消防庁長官が定める部分及び同項第四  
号イ(イ)の消防庁長官が定める部分について準用す  
る。この場合において、同号中「ものに存する燃焼  
器」とあるのは「もの」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

## ■ 通達・通知等

### ○ 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第  
215号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則の一  
部を改正する省令（平成20年総務省令第78号。以下「改  
正規則」という。）及びガス漏れ検知器並びに液化石油ガ  
スを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中  
継器及び受信機の基準の一部を改正する件（平成20年消  
防庁告示第8号。以下「改正告示」という。）が平成20  
年7月2日に公布されました。

今回の改正は、カラオケボックス、温泉採取施設等にお  
ける最近の火災の事例にかんがみ、自動火災報知設備  
又はガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない施設  
の対象範囲を見直すとともに、当該消防用設備等につ  
いて、その設置及び維持に関する技術上の基準の整備等  
を行ったものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運  
用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事にあって  
は、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知され  
るようお願いします。

記

#### 第一 自動火災報知設備に関する基準

1 自動火災報知設備を設置しなければならない防火対  
象物又はその部分

〔平成20年7月2日 消防予第168号  
各都道府県知事、各指定都市市長 あて 消防庁次長〕

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象  
物又はその部分として、次に掲げるものを追加するもの  
としたこと。

(1) 令別表第1(2)項二に掲げる防火対象物（改正後の  
消防法施行令（以下「令」という。）第21条第1項第  
1号関係）

(2) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物の部  
分で、同表(2)項二に掲げる防火対象物の用途に供さ  
れるもの（令第21条第1項第9号関係）

2 自動火災報知設備に関する基準の細目に関する事項  
自動火災報知設備に関する基準の細目について、カラ  
オケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、  
その警報音が、他の警報音又は騒音と区別して聞き取る  
ことができるように措置がされているものとしたこと。  
（改正後の消防法施行規則（以下「規則」という。）第24  
条第2号ホ、同条第5号イ(ロ)及び同条第5号の2イ(ロ)  
関係）

#### 第二 ガス漏れ火災警報設備に関する基準

1 ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない防  
火対象物

(1) ガス漏れ火災警報設備を設置しなければならない  
防火対象物として、令別表第1に掲げる建築物その

他の工作物（収容人員が総務省令で定める数に満たないものを除く。）で、その内部に、温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの（温泉法（昭和23年法律第125号）第14条の5第1項の確認を受けた者が当該確認に係る温泉の採取の場所において温泉を採取するための設備を除く。）が設置されているものを追加するものとしたこと。（令第21条の2第1項第3号関係）

(2) (1)の収容人員に係る「総務省令で定める数」について、1人としたこと。（規則第24条の2の2第2項関係）

(3) (1)の「温泉の採取のための設備で総務省令で定めるもの」について、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号）第6条の3第3項第5号イに規定する温泉井戸、ガス分離設備及びガス排出口並びにこれらの間の配管（可燃性天然ガスが滞留するおそれのない場所に設けられるものを除く。）としたこと。（規則第24条の2の2第3項関係）

## 2 ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目に関する事項

(1) ガス漏れ検知器（以下「検知器」という。）の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1未満の場合には、次のアからエまでに定めるところによることとしたこと。（規則第24条の2の3第1号イ関係）

ア 燃焼器（令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物に存するものについては、消防庁長官が定めるものに限る。以下同じ。）又は貫通部（同項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに燃料用ガスを供給する導管が当該防火対象物又はその部分の外壁を貫通する場所をいう。以下同じ。）から水平距離で8メートル以内の位置に設けること。ただし、天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より燃焼器側又は貫通部側に設けること。

イ 温泉の採取のための設備（規則第24条の2の2第3項に規定するものをいう。以下同じ。）の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所（天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されている場合は、当該はり等より温

泉の採取のための設備側に限る。）に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 燃焼器若しくは温泉の採取のための設備（以下「燃焼器等」という。）が使用され、又は貫通部が存する室の天井面等の付近に吸気口がある場合には、当該燃焼器等又は貫通部との間の天井面等が0.6メートル以上突出したはり等によって区画されていない吸気口のうち、燃焼器等又は貫通部から最も近いものの付近に設けること。

エ 検知器の下端は、天井面等の下方0.3メートル以内の位置に設けること。

(2) ガス漏れ検知器の設置について、検知対象ガスの空気に対する比重が1を超える場合には、次のアからウまでに定めるところによることとしたこと。（規則第24条の2の3第1号ロ関係）

ア 燃焼器又は貫通部から水平距離で4メートル以内の位置に設けること。

イ 温泉の採取のための設備の周囲の長さ10メートルにつき1個以上当該温泉の採取のための設備の付近でガスを有効に検知できる場所に設けるとともに、ガスの濃度を指示するための装置を設けること。この場合において、当該装置は、防災センター等に設けること。

ウ 検知器の上端は、床面の上方0.3メートル以内の位置に設けること。

(3) (1)イ又は(2)イに定めるところにより検知器を設ける場合にあっては、受信機を設けないことができることとしたこと。（規則第24条の2の3第1項第3号関係）

(4) 音声によりガス漏れの発生を防火対象物の関係者及び利用者に警報する装置（以下「音声警報装置」という。）は、次のア又はイに定めるところにより設けることとしたこと。

ア 令第21条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に掲げる防火対象物若しくはその部分又は同項第3号に掲げる防火対象物の部分で消防庁長官が定めるものに設けるものにあつては、次の(ア)から(ウ)までに定めるところによること。ただし、規則第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(ウ) 一の防火対象物に2以上の受信機を設けるときは、これらの受信機があるいずれの場所からも作動させることができること。

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物（アの消防庁長官が定める部分（以下「長官指定部分」という。）が存しないものに限る。）又は同号の防火対象物（長官指定部分が存するものに限る。）の部分（長官指定部分を除く。）に設けるものにあつては、次の(ア)及び(イ)に定めるところによること。ただし、常時人がいない場所又は第25条の2第2項第3号に定めるところにより設置した放送設備若しくは警報機能を有する検知器若しくは検知区域警報装置の有効範囲内の部分には、音声警報装置を設けないことができる。

(ア) 音圧及び音色は、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。

(イ) スピーカーは、各階ごとに、その階の各部分から一のスピーカーまでの水平距離が25メートル以下となるように設けること。

(5) (1)アの「消防庁長官が定める燃焼器」について、次のア又はイに掲げるものとしたこと。（改正後のガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準（以下「告示」という。）第2第1号関係）

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のものに存する燃焼器

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第1(1)項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のものに存する燃焼器

(6) (1)ア及び(4)アの「消防庁長官が定める部分」について、次のア又はイに掲げるものとしたこと。（告示第2第2号関係）

ア 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物

で令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの地階で、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

イ 令第21条の2第1項第3号に掲げる防火対象物で令別表第1(1)項イに掲げるものの地階のうち、床面積の合計が1,000平方メートル以上で、かつ、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げるものの用途に供される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの

### 3 検知器の構造及び性能に関する事項

検知器の性能の基準について、規則第24条の2の3第1項第1号イ(ロ)又は同号ロ(ロ)に定めるところにより設ける場合にあつては、次の(1)から(6)までに定めるところによることとしたこと。

(1) ガスの濃度が爆発下限界の10分の1以上のときに確実に作動し、200分の1以下のときに作動しないこと。

(2) 爆発下限界の10分の1以上の濃度のガスにさらされているときは、継続して作動すること。

(3) 信号を発する濃度のガスに断続的にさらされたとき、機能に異常を生じないこと。

(4) 通常の使用状態において、調理等の際に発生する湯気、油煙、アルコール、廃ガス等により容易に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発しないこと。

(5) 信号を発する濃度のガスに接したとき、60秒以内に信号（警報機能を有するものにあつては、信号及び警報）を発すること。

(6) ガスの濃度を指示するための装置を設けるとともに、当該指示された値を校正することができること。

### 第三 非常警報設備に関する基準

非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目に関する事項

非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目について、カラオケボックス等の音響が聞き取りにくい場所においては、その警報音が、他の警報音又は騒音と区別して聞き取ることができるように措置がされているものとしたこと。（規則第25条の2第2項第1号イ(ロ)並びに同項第3号イ(ロ)及び同号ハ(二)関係）

### 第四 適用が除外されない消防用設備等

消防用設備等の技術上の基準を遡して適用させる消防用設備等として、ガス漏れ火災警報設備を追加するものとしたこと。（令第34条第3号関係）

### 第五 別表第1に関する事項

1 別表第1(2)項に「カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの」を追加するものとしたこと。（令別表第1(2)項二関係）

2 1の「総務省令で定める店舗」について、次の(1)から(3)までに掲げるものとしたこと。（規則第5条第2項関係）

(1) 個室（これに類する施設を含む。）において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第2条第1号に規定する興行場（客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。）

## 第六 施行期日等に関する事項

### 1 施行期日

改正令、改正規則及び改正告示は、平成20年10月1日に施行するものとしたこと。（改正令附則第1条、改正規則附則第1条及び改正告示附則関係）

### 2 経過措置

(1) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防機関へ通報す

る火災報知設備に係る技術上の基準については、平成21年9月30日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第2条第1項関係）

(2) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備に係る技術上の基準については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第2条第2項関係）

(3) 改正政令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物におけるスプリンクラー設備及び排煙設備に係る技術上の基準については、平成22年9月30日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正令附則第2条第3項関係）

(4) 改正規則の施行の際、現に存する防火対象物若しくはその部分又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物若しくはその部分における自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備及び非常警報設備に係る技術上の基準の細目については、平成22年3月31日までの間は、なお従前の例によるものとしたこと。（改正規則附則第2条関係）

## 第七 その他

今回の消防法施行令等の一部改正に係る運用については、別途通知する予定であること。

## ○ 執務資料の送付について

〔平成20年7月8日 消防予第170号  
各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長 あて 消防庁予防課長〕

障害者ケアホーム等の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

〔別添〕

問1 現行の消防法施行令別表第1(6)項口については、障害者共同生活介護等が含まれる障害福祉サービス

事業を行う施設について「生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る」と規定されており、障害者共同生活介護等を行う施設（障害者ケアホーム等）が明確に規定されていないが、同項口に障害者ケアホーム等は該当するのかが、該当するとした場合、その考え方をご教示願いたい。

問2 上記1について該当するとした場合にあっては、現在、同項口には該当しないものとして運用されている状況が一部あることも踏まえ、早期の対応を促

しつつ、規制の適用に当たって対応のための十分な期間が必要と考えられるがどうか。特に、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）により、平成21年4月1日以降、改正後の同項口及び八に障害者ケアホーム等が明確に位置付けられ、平成24年3月31日の経過措置期間までに、入所者の状況や面積に応じて、スプリンクラー設備や自動火災報知設備等を設置しなければならないこととされており、こうした規制に向けた対応の準備が進められている状況も踏まえ、どのように対処すべきかご教示願いたい。

（答）

- 1 令別表第1においては、火災予防上の観点から、防火対象物の態様、社会的機能等の業態を勘案し、類似の用途ごとに区分して項が設けられており、その区分に当たって設けられている施設名称の用語については、一部を除き関係法令における定義等は引用していない。すなわち、関係法令の規定は衛生、風俗取締、福祉、教育等の観点からなされているものであって、火災予防とは趣旨を異にするものであり、それらを基礎としながらも、令別表第1の用途区分は、あくまでも火災予防上の実態に即して判断すべきものとされている。

このような観点から、令別表第1(6)項口にあつては、

高齢者、児童、障害者等の福祉援護を行う施設として、当該防火対象物におけるサービスの提供内容、高齢者等のサービスへの依存の程度等を総合的に勘案した上で、その実態に応じ、当該用途に該当するかどうか判断するものである。

- 2 既存の障害者ケアホーム等の中には、所轄消防機関の判断として、令別表第1(5)項口等に区分されているものが実態として存するところである。また、こうした施設で、実態に照らし、同表第1(6)項口に区分される施設の基準に沿った対応が適切と考えられるものにあつては、新たに安全対策を講じることが求められる場合もあるが、現在の取扱いが必ずしも関係者の不作為によるものではないこと等から、その実施に係る負担にかんがみ実情に即した取扱いを求められているところと承知している。

このようなケースについては、個別の防火対象物の実情を勘案しながら、関係者に対し早期の対応を促す一方、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）等による高齢者や障害者等の安全確保の趣旨、その施行期日や経過措置期間等を踏まえ、関係基準に適合するまでの間の当面の措置として、火気管理や可燃物管理の徹底、火災の監視体制や通報体制の強化を図るよう指導していくことが適当と考えられる。

## 平成20年6月の主な通知

発 番 号	日 付	あ て 先	発 信 者	標 題
消防災第145号	6月2日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部防災課長	風水害対策の強化について（通知）
消防予第133号	6月4日	各都道府県消防主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	障害者ケアホーム等における火災の発生を踏まえた防火安全対策の徹底及び実態調査について
消防技第44号	6月10日	各都道府県消防主管部、東京消防庁・各政令指定都市消防本部	消防庁消防技術政策室長	自治体消防60周年記念「消防防災ロボット・高度な資機材等」応募作品の展示に係るリーフレットの送付について（協力依頼）
消防予第143号	6月13日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の普及率調査の結果について
消防予第155号	6月23日	各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「立入検査マニュアル」及び「違反処理マニュアル」の改正について
消防予第163号	6月26日	各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「平成20年度住宅防火対策推進シンポジウム」の開催について